

【木材利用システム研究会会則】

2011年9月21日制定

2014年9月24日一部改正

2016年9月16日一部改正

2017年9月14日一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、木材利用システム研究会 (The Society of Wood Utilization System) と称する。

(目的)

第2条 本会は、木材需要拡大を目的として、木材産業界とアカデミアの相互理解と協調の場を築き、木材の加工・流通・利用分野の社会科学領域（マーケティング、環境評価、政策など）を対象とした調査、研究、教育を行う。

(事業内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 研究会の開催

(2) 研究発表および討論

(3) 会誌『木材利用システム研究 (Journal of Wood Utilization System) 』等の編集・発行

(4) 情報交換の機会提供

(5) 教育プログラムの提供

(6) 講師派遣

(7) 表彰

(8) 木材利用システム研究に関する調査研究

(9) その他、目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員構成)

第4条 本会の正会員は、本会の目的および事業内容に賛同し、所定の手続きを行った個人または団体とする。

2 正会員は1つの議決権を有し、次の3区分とする。

(1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人

(2) 企業会員 本会の目的に賛同して入会した営利企業

(3) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した学校、研究機関、行政機関等、営利企業以外の団体

3 正会員のほか、議決権を有しない会員区分は、次の3区分とする。

(1) 個人登録会員 企業会員および団体会員のもとに登録した会員

(2) 学生会員 大学、大学院等正規の課程に在籍する学生

(3) 特別会員 理事会が特別に認めた者

4 企業会員、団体会員が個人登録会員を登録できる人数の上限は、年会費の口数を問わず、以下のとおりとする。

(1) 企業会員 10名以内

(2) 団体会員 5名以内

5 会費、入会、退会、異動の手続きに関する事項は、別に定める。

第3章 役員

(種別及び定数)

第5条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

(3) 幹事 20人以内

2 理事のうち1人を会長、1人以上2人以内を副会長とする。

(選任等)

第6条 理事は、理事会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 監事は、会長が委嘱する。

4 幹事は、会長が委嘱する。

5 顧問は、会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、会則及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、本会の財務ならびに運営を監査し、理事会に報告する。

5 幹事は、会則及び理事会の議決に基づき、理事の業務を補佐する。

6 顧問は、本会の基本的な運営方針に意見を述べ、もしくは助言を行う。

(任期等)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の構成)

第9条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の開催)

第10条 通常総会は年1回、会長が招集して開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに会長が招集する

(総会の審議事項)

第11条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 事業計画および予算

(4) 事業報告および決算

(5) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の議決)

第12条 総会は出席者（書面通知、電子メール、委任状による参加を含む）の過半数を持って可決する。同数の場合は議長の決するところによる。

2 やむを得ず総会に出席できないものは、あらかじめ通知された事項について、書面あるいは電子メールをもって表決、または委任状により表決を委任できる。

3 理事会は、急を要する事情がある場合、ある事項について、正会員による書面もしくは電子メールによる表決を総会の決議があつたものとみなすことができる。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第13条 本会は理事会を置く。

(理事会の開催)

第14条 理事会は、会長または過半数の理事の要請によって会長が招集し、開催する。

(理事会の成立)

第15条 理事会の定足数は過半数とする。

2 やむを得ず理事会に出席できないものは、あらかじめ通知された事項について書面あるいは電子メールをもって表決、または委任状により表決を委任できる。

(理事会の議決)

第16条 理事会は理事総数の過半数をもって可決する。同数の場合は会長の決するところによる。

(理事会の運営)

第 17 条 その他理事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 木材産業連絡協議会

(木材産業連絡協議会の設置)

第 18 条 本会は会則第 3 条 (4) に基づき、木材産業連絡協議会を設置する。

(構成)

第 19 条 木材産業連絡協議会は、本会に入会した企業会員をもって構成する。

(木材産業連絡協議会の運営)

第 20 条 木材産業連絡協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 21 条 本会の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

(予算)

第 22 条 本会の予算は、理事会が立案し、総会の承認を得るものとする。

(決算)

第 23 条 本会の決算は、理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得るものとする。

第 8 章 会則の変更

(会則の変更)

第 24 条 本会の会則を変更するには、理事会で協議した後に総会の承認を得るものとする。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 25 条 本会の事務を処理するため、事務局を東京大学アジア生物資源環境研究センター内 (東京都文京区弥生 1 丁目 1 番 1 号) に設置する。

2 事務局員の任免は会長が行う。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 26 条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

付則

本会則は、2017年9月14日の総会承認後より施行する。

【木材利用システム研究会細則】

2014年9月24日制定
2017年9月14日一部改正
2019年1月31日一部改正
2020年1月23日一部改正

第1章 総則

(総 則)

第1条 この細則は、木材利用システム研究会（以下、「本会」という。）の運営に関して必要な事項を、会則第26条に基づいて定めるものである。

第2章 会費

第2条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員：一口（5,000円）以上
- (2) 企業会員：一口（50,000円）以上
- (3) 団体会員：一口（20,000円）以上
- (4) 個人登録会員：なし（企業会員、団体会員を含む）
- (5) 学生会員：2,000円
- (6) 特別会員：なし

(会費の納入)

第3条 会員は、毎年9月から翌年8月までの会費を、翌年8月末までに納入しなければならない。

2 会員が、区分を変更したときは、その次年から、変更された会員区分の会費を納入しなければならない。

3 年度途中に入会した正会員及び学生会員の会費は、入会時期を問わず年額を徴収するものとする。

第3章 入会・退会・休会・異動手続き

(入会)

第4条 本会に入会を希望する個人、団体は、所定の様式を事務局へ提出することとする。

2 本会への入会は、所定の様式の提出に基づき、理事会が審査した上でこれを認める。

(退会)

第5条 本会の退会を希望する個人、団体は、所定の様式を事務局へ提出することとする。

2 退会が年度の途中であっても、会費は返還しない。

3 退会までに未納の会費がある場合は、これを納付しなければならない。

(休会)

第6条 会員は、やむを得ない事情で一時的に本会の事業に継続して参加できない、もしくはできないと予見される場合、最大3事業年度まで、休会することができる。

2 休会を希望する会員は、所定の様式を、休会を開始したい事業年度が始まる月の前月末までに事務局に提出することとする。

3 理事会は、申し出のあった休会を審査した上でこれを認める。

4 休会中の会費納入は免除される。ただし、会員が享受できる一切の権利は停止される。

5 休会の終了を希望する会員は、所定の様式を、休会を終了したい事業年度が始まる月の前月末までに事務局に提出することとする。ただし、1年分の会費を添えて所定の様式を事務局に提出することで、休会を即時に終了させることができる。

(異動)

第7条 本会の入会時に届け出た会員にかかる情報に変更が生じた場合、会員は速やかに事務局に報告しなければならない。

(会員資格の審査基準)

第8条 会員資格の審査基準は別に定める。

第4章 理事会

(理事会)

第9条 理事会の運営に関し、会則、この規則に定めのない事項は、理事会が定め、または議長が決するところによる。

(理事会の審議事項)

第10条 理事会では、以下に挙げる事項について議決・協議・報告するものとする。

(議決事項)

①細則の改正および規程の制定、改廃

②受賞者の決定

(協議事項)

③月例研究会の計画・運営

④その他事業の計画・運営

⑤予算に関する事項

⑥決算に関する事項

⑦理事、常任幹事、幹事の任命・解任

⑧会員の入会・退会・休会・区分変更等に関する事項

⑨会則の改正

⑩他団体の後援・協賛に関する事項

⑪委員会の設置、及び廃止

⑫その他、理事会が必要と認めた事項

(報告事項)

⑬その他、理事会が必要と認めた事項

(常任会)

第 11 条 理事会は、会長、常任理事、常任幹事、および会長が必要と認める者によって構成する常任会を設置する。

2 理事会は、本会細則第 9 条で定める審議事項を常任会に付託することができる。ただし、理事会は常任会に対し、議決権を移譲しない。

3 常任会は、前項に基づき、本会細則第 9 条で定める審議事項を協議し、その結果を理事会に報告するものとする。

4 常任会は、原則毎月開催することとするが、会長、または過半数の常任理事と常任幹事によって必要と認めた場合、開催回数を増減できる。

(委員会の設置)

第 12 条 理事会は、事業の推進を担当する委員会を設置することができる。

2 委員および委員長は、会長が委嘱する。

第 13 条 理事会は、本会会則第 3 条を遂行するため、次の委員会を常置する。

(1) 編集委員会 木材利用システム研究の編集・発行

(2) 表彰委員会 本会が授与する賞にかかる審査・選考・表彰の執行

(木材産業連絡協議会の運営)

第 14 条 本会事務局は、企業会員相互の情報交換や意見集約等を実施するため、木材産業連絡協議会の企画、準備等を担う。

第 15 条 木材産業連絡協議会は、年 1 回以上、開催しなければならない。

(規程の制定および改正)

第 16 条 理事会は、この細則の施行に必要な規程を別に定めることができる。

2 規程の制定および改廃は、理事会の承認を経て会長がこれを定める。

付則

本細則は、2020 年 1 月 23 日の理事会承認後より施行する。